

委任状及び委任状・使用印鑑届の提出に係る注意点

以下の条件を満たす場合、必要な書類を作成してください。

共同受付窓口（県）に最大2枚の提出となります。

※提出ファイル名については、手引24～25ページを確認してください。

●下記の自治体に**代理人を置いて**申請する場合 → **委任状（様式C-5）を1部提出** 提出ファイル名：**20C5**

・28自治体（押印不要）

埼玉県、川口市、飯能市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、蓮田市、坂戸市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、小川町、吉見町、鳩山町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、美里町、上里町

●下記の自治体に申請する場合 → **委任状・使用印鑑届（様式C-6）を1部提出** 提出ファイル名：**21C6**

・38自治体（押印必要）

さいたま市、川越市、熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、羽生市、鴻巣市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、久喜市、八潮市、富士見市、三郷市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、滑川町、嵐山町、川島町、ときがわ町、長瀬町、神川町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、越谷・松伏水道企業団、戸田ボートレース企業団、秩父広域市町村圏組合、埼玉西部消防組合

※記入・印刷したものに押印し、PDF化して提出してください。

使用する印鑑については、手引の別冊2を確認してください。

【例】

・申請先が**押印不要な自治体のみ**の場合

埼玉県と川口市に**代理人を置かず**申請する場合

→ 提出不要

埼玉県と川口市に**代理人を置いて**申請する場合

→ **様式C-5**を1部提出

・申請先に**押印必要な自治体を含む**場合

埼玉県と川口市とさいたま市に**代理人を置かず**申請する場合

→ **様式C-6**を1部提出

埼玉県と川口市とさいたま市に**代理人を置いて**申請する場合

→ **様式C-5**と**様式C-6**をそれぞれ1部提出